

稲城市介護支援ボランティア制度実施報告書

～令和５年度の運用状況について～

稲 城 市

目 次

第1章 稲城市介護支援ボランティア制度の概要等	1
1 介護支援ボランティア制度の具体的内容	1
2 基本方針	1
3 管理機関	3
4 介護支援ボランティア受入機関等	3
5 介護支援ボランティア活動実績の把握	4
6 評価ポイント	4
7 評価ポイント転換交付金	5
8 市民への制度周知方法	5
9 令和5年度実施に際してのスケジュール	6
10 令和4年度決算額、令和5年度決算額及び 令和6年度予算額	6
第2章 稲城市介護支援ボランティア実施状況	8
1 介護支援ボランティア登録者数の状況	8
2 介護支援ボランティアの評価ポイント付与状況及び交付金申請者	8
3 介護支援ボランティア受入機関等数の状況	9
第3章 稲城市介護支援ボランティア実施状況アンケート調査	11
1 調査目的	11
2 調査方法等	11
3 調査結果	11
第4章 稲城市介護支援ボランティア受入機関等意見交換会	14
1 意見交換会の開催目的	14
2 受入機関会に向けたアンケート調査	14
3 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会次第	20
4 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会議事録	21
第5章 介護予防効果の検証	27
1 稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果からみる介護予防効果	27

参考資料	28
・ 稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱	29
・ 健康に心配なし手帳～介護支援ボランティア手帳（令和5年度版）	38
・ 介護支援ボランティア制度視察受入状況	46

第 1 章 稲城市介護支援ボランティア制度の概要等

1 介護支援ボランティア制度の具体的内容

稲城市の介護支援ボランティア制度は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するために実施する事業である。

具体的には、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、その高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものである。

この介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第 1 号被保険者とし、介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は市長が指定するものとしている。また、介護支援ボランティアは、市長の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行う。

2 基本方針

稲城市の介護支援ボランティア制度では、次の基本方針を定めている。

基本方針

- ・ 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。
- ・ 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
- ・ 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。
 - (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
 - (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
 - (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
 - (4) 介護給付費等の抑制につながること。

(参考)

稲城市介護支援ボランティア制度の概要（令和４年度）

1 概要

高齢者の介護支援ボランティア活動実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金」を交付する制度（一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に保険料負担を軽減するもの。）

2 目的

高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき稲城市介護支援ボランティア制度を設け、もっていきいきとした地域社会となることを目的とする。

3 内容

(1)	制度根拠	・介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項 ・地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号）別記1(2)イ（ウ） ・稲城市介護保険条例（平成12年条例第8号）第15条の6 ・稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱（平成19年7月9日市長決裁）																
(2)	介護支援ボランティア	稲城市の介護保険第1号被保険者であり、管理機関へ登録を行った者																
(3)	介護支援ボランティア活動	市長が指定する介護支援ボランティア事業及び活動																
		<table><tr><th>事業</th><th>活動</th></tr><tr><td>① 介護保険対象施設</td><td>① レクリエーション等の指導、参加支援</td></tr><tr><td>② 市が委託する地域支援事業（介護予防事業）</td><td>② お茶だしや食堂内の配膳、下膳等の補助</td></tr><tr><td>③ ふれあいセンター</td><td>③ 喫茶等の運営補助</td></tr><tr><td>④ 高齢者会食会</td><td>④ 散歩、外出、館内移動の補助</td></tr><tr><td>⑤ その他</td><td>⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い</td></tr><tr><td></td><td>⑥ 話し相手</td></tr><tr><td></td><td>⑦ 施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 （例－草刈、洗濯物の整理、シーツ交換等）</td></tr><tr><td></td><td>⑧ その他 （例－高齢者世帯のゴミ出し等）</td></tr></table>	事業	活動	① 介護保険対象施設	① レクリエーション等の指導、参加支援	② 市が委託する地域支援事業（介護予防事業）	② お茶だしや食堂内の配膳、下膳等の補助	③ ふれあいセンター	③ 喫茶等の運営補助	④ 高齢者会食会	④ 散歩、外出、館内移動の補助	⑤ その他	⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い		⑥ 話し相手		⑦ 施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 （例－草刈、洗濯物の整理、シーツ交換等）
事業	活動																	
① 介護保険対象施設	① レクリエーション等の指導、参加支援																	
② 市が委託する地域支援事業（介護予防事業）	② お茶だしや食堂内の配膳、下膳等の補助																	
③ ふれあいセンター	③ 喫茶等の運営補助																	
④ 高齢者会食会	④ 散歩、外出、館内移動の補助																	
⑤ その他	⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い																	
	⑥ 話し相手																	
	⑦ 施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 （例－草刈、洗濯物の整理、シーツ交換等）																	
	⑧ その他 （例－高齢者世帯のゴミ出し等）																	
(4)	活動実績の把握	介護支援ボランティアが持参する介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印。																
(5)	評価ポイントの付与	介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて最大 5,000 ポイントの評価ポイントを付与。																
(6)	評価ポイント転換交付金	介護支援ボランティア手帳を添えて、評価ポイント活用を申し出る。 交付額は、年度内で最大 5,000 円。																
(7)	その他	介護保険料の未納又は滞納がある場合、評価ポイント転換交付金は交付しない。																

4 管理機関 稲城市社会福祉協議会（評価ポイントの管理、付与等）

5 施行日 平成１９年９月１日

3 管理機関

稲城市の介護支援ボランティア制度では、介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理の業務は、介護支援ボランティア管理機関が行う。この管理機関は、稲城市社会福祉協議会とし、稲城市からの委託を受けて管理機関としての業務を行う。

4 介護支援ボランティア受入機関等

稲城市介護支援ボランティア制度では、介護支援ボランティアの活動先は市長が指定を行う。この活動先を「介護支援ボランティア受入機関等」と称し、介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動についての指定を受ける。

介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動の指定要件

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 稲城市内の施設又は場所における活動であること。2 介護保険事業に関する活動であること。3 ホームヘルプサービスで行うべき業務の代替でないこと。4 事業所等が本来行うべき業務の代替でないこと。5 活動の結果、一定の介護予防の効果が見込まれること。 |
|--|

受入機関等がこの指定を受けようとするときは、市長へ申請しなければならない。市長は、この申請に基づき指定し、又は却下したときは、申請者に通知する。

また、市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは指定を受けていた者に通知する。

受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価する。受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価する。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については当該活動を2回までとして評価する。この評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行う。ただし、社会福祉協議会のごみ出しなどのちょっとしたボランティアの場合は、継続的な活動について週1回以上の活動を（回数に関わらず）1回として評価するものとする。

5 介護支援ボランティア活動実績の把握

介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出し、管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付する。

管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印する。

介護支援ボランティア手帳は、「健康に心配なし手帳」と称し、オリジナルのマークを入れた。また、「株式会社よみうりランド」及び、「Jリーグサッカーチーム「東京ヴェルディ」」が介護支援ボランティア制度を応援していることから、ロゴが記載されている。

介護支援ボランティア手帳には、介護支援ボランティアの利便を図るため、登録事項、制度解説、Q & A、ボランティア活動の心得、ボランティア活動保険について、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱、スタンプ押印欄ページ、評価ポイント記録簿、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書、介護支援ボランティア登録申請書、介護支援ボランティア活動先一覧が収録されている。

6 評価ポイント

評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10 回から 19 回まで	1,000 ポイント
20 回から 29 回まで	2,000 ポイント
30 回から 39 回まで	3,000 ポイント
40 回から 49 回まで	4,000 ポイント
50 回以上	5,000 ポイント

活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

7 評価ポイント転換交付金

評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする介護支援ボランティアは、介護支援ボランティア手帳を添えて市長に申出るものとする。ただし、介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しない。

市長は、この申出があった場合、介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。

管理機関は、この伝達に基づき、その評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付する。

介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア 評価ポイント転換交付金
1,000 ポイント	1,000 円
2,000 ポイント	2,000 円
3,000 ポイント	3,000 円
4,000 ポイント	4,000 円
5,000 ポイント	5,000 円

8 市民への制度周知方法

市民が65歳になった際及び65歳以上の者が市へ転入した際に、介護保険料納入通知書と共に介護支援ボランティア周知チラシを同封している。また、稲城市広報いなぎ（令和5年11月1日号）により、市民への制度の周知を行った。

参加者募集
介護支援ボランティア

65歳以上の方が介護保険施設等でボランティア活動を行い、活動実績に応じたポイントに対して交付金年間最大5千円を交付する制度です。ボランティア活動を通じて自身の介護予防をしてみませんか。

☎ 65歳以上の方（稲城市介護保険第1号被保険者）
☎ 窓口

※登録の際に活動内容や活動先等を説明します。

☎ 稲城市福祉協議会ボランティアセンター ☎ 378・380

広報いなぎ（令和5年11月1日号）

9 令和5年度実施に際してのスケジュール

令和5年度実施に際してのスケジュールは、概ね以下のとおりである。

- 令和5年4月 ・管理機関委託契約（稲城市・管理機関（社会福祉協議会））
・評価ポイント付与開始
7月 ・評価ポイント転換交付金申請受付開始
8月 ・転換交付金交付開始
10月 ・5,000ポイント達成者によみうりランド入場券・ヴェルディ
観戦ツアープレゼント
令和6年2月 ・介護支援ボランティア受入機関等意見交換会実施
3月 ・地域支援事業交付金精算
（稲城市・管理機関（社会福祉協議会））

10 令和4年度決算額、令和5年度決算額及び令和6年度予算額

令和4年度決算額 1,005,812円（管理機関への委託）

委 託 料 の 積 算 内 訳	金 額
需用費（消耗品費） 事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	168,109円
役務費 振込手数料 郵送料	72,860円 24,010円
使用料及び賃借料 パソコンリース料	43,920円
負担金補助及び交付金 転換交付金	514,000円
事務管理料	141,351円
消費税・印紙税	41,562円

令和5年度決算額 1, 028, 943円（管理機関への委託）

委 託 料 の 積 算 内 訳	金 額
需用費（消耗品費） 事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	179, 276円
役務費 振込手数料 郵送料	74, 570円 14, 000円
使用料及び賃借料 パソコンリース料	42, 600円
負担金補助及び交付金 転換交付金	540, 000円
事務管理料	135, 736円
消費税・印紙税	42, 761円

令和6年度予算額 2, 159, 000円（管理機関への委託）

委 託 料 の 積 算 内 訳	金 額
需用費（消耗品費） 事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	168, 000円
役務費 振込手数料 郵送料	150, 000円 32, 200円
使用料及び賃借料 パソコンリース料	44, 000円
負担金補助及び交付金 転換交付金	1, 500, 000円
事務管理料	190, 000円
消費税・印紙税	75, 000円

第2章 稲城市介護支援ボランティア実施状況

1 介護支援ボランティア登録者数の状況

介護支援ボランティア登録者数は 939 人（うち昨年度末登録者は 926 人、今年度新規登録者は 13 人、令和 5 年 3 月 31 日現在で転出や死亡等による資格喪失者は 190 人）であった。登録者の年齢構成は、次表のとおりである。

（令和 6 年 3 月 31 日現在：資格喪失者 190 人を除く）

年齢区分（才）	男性		女性		全体	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
65－69	0 人	0.0%	0 人	0.0%	0 人	0.0%
70－74	7 人	9.1%	57 人	89.0%	64 人	8.5%
75－79	20 人	10.9%	164 人	89.1%	184 人	24.6%
80－84	43 人	16.4%	218 人	83.5%	261 人	34.8%
85－	41 人	17.0%	199 人	82.9%	240 人	32.0%
合 計	111 人	14.8%	638 人	84.9%	749 人	100.0%

小数点以下第 2 位を四捨五入した割合。

2 介護支援ボランティアの評価ポイント付与状況及び交付金申請者

令和 5 年度登録者 939 人のうち交付金申請者数

1,000 ポイント	46 人	46,000 ポイント
2,000 ポイント	21 人	42,000 ポイント
3,000 ポイント	23 人	69,000 ポイント
4,000 ポイント	68 人	272,000 ポイント
5,000 ポイント	21 人	105,000 ポイント
合 計	179 人	534,000 ポイント

3 介護支援ボランティア受入機関等数の状況

介護支援ボランティア受入指定を受けた団体は 24 団体であった。

内訳は、社会福祉法人が 6 団体、株式会社が 11 団体、有限会社が 2 団体、NPO 法人が 1 団体、医療法人が 1 団体、公共団体が 1 団体、その他の団体が 2 団体であった。

指定を受けた活動内容は、「(1) レクリエーション等の指導、参加支援」が 23 団体、「(2) お茶だし、食堂内の配膳、下膳等の補助」が 12 団体、「(3) 喫茶等の運営補助」が 12 団体、「(4) 散歩、外出、館内移動の補助」が 16 団体、「(5) 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い」が 16 団体、「(6) 話し相手」が 19 団体、「(7) 施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動」が 15 団体、「(8) その他（高齢者世帯のゴミ出し等）」が 1 団体であった。

介護支援ボランティアの受け入れ団体の指定申請の受付状況

指定団体名など（全 25 団体）	活動内容（※）							
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
稲城市（介護予防推進事業）					対象			
稲城市社会福祉協議会 （ふれあいセンター事業）	対象				対象	対象	対象	対象
ペアウェル多摩川	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
NPO法人 支え合う会みのり （高齢者会食会など）	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
ベストライフたま	対象		対象	対象	対象	対象	対象	
平尾会（ひらお苑）	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
博愛会（ハーモニー松葉）	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
いなぎ苑	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
いなぎ正吉苑	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
NPO 法人 NPO ふれあい広場ポーポーの木	対象		対象		対象			
デンマークイン若葉台	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
ニチイホーム稲城	対象					対象	対象	
アクアメイト稲城通所介護事業所	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
そんぽの家稲城矢野口	対象	対象	対象	対象		対象		
稲城柔道接骨師会デイサービス	対象					対象	対象	
平尾ベルの会	対象		対象		対象			
やのくち正吉苑	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
そんぽの家 S 稲城長沼	対象		対象	対象		対象		
そんぽの家 S 稲城	対象		対象	対象		対象	対象	
小規模多機能型居宅介護みんなの家・稲城長沼 グループホームみんなの家・稲城長沼	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
稲城ケアセンターそよ風	対象	対象			対象	対象		
看多機かえりえ平尾	対象			対象		対象		
コーシャハイム平尾	対象			対象				
コンパスウォーク稲城	対象							

- 活動内容（※）
- (1) レクリエーション等の指導、参加支援
 - (2) お茶だしや食堂内の配膳、下膳等の補助
 - (3) 喫茶等の運営補助
 - (4) 散歩、外出、館内移動の補助
 - (5) 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い
 - (6) 話し相手
 - (7) 施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動
（例 草刈、洗濯物の整理、シーツ交換等）
 - (8) その他（例 高齢者世帯のゴミ出し等）

第3章 稲城市介護支援ボランティア実施状況アンケート調査

1 調査目的

介護支援ボランティア登録者について、令和5年度の活動状況並びに制度への感想・要望を明らかにし、今後の制度運営への資料とする。

2 調査方法等

1. 調査対象 介護支援ボランティア活動者
2. 調査方法 次年度手帳交付時に用紙を配布し、任意で回答を依頼
3. 調査時期 令和6年3月下旬から5月下旬
4. 回収結果 有効回収数 43枚

3 調査結果

1. 活動期間及び頻度について・・・3年以上の活動者が7割となった。
活動頻度に関しては、1月あたり5回未満が7割となり、週1回もしくは2週間に1回程度の活動が中心となっている。
2. 介護支援ボランティア制度について・・・8割が良い制度であると評価している。
3. 健康観の変化について・・・7割の活動者が「張り合いが出てきた」、「健康になった」という良い健康観の変化を感じている。また、変わらないと回答した登録者は1割程度いる。
4. 現在の活動状況について・・・身近な方と関われる活動を中心に行われており、ご自分の得意なことを活かして活動されている様子がわかった。
5. 介護支援ボランティア手帳について・・・掲載内容についてのご意見はなかったが、手帳の形式に関するご意見があがった。
6. 制度についての自由記載・・・ボランティアを通じて、人とのかかわりや助け合いができたり、やりがいをもって活動しているご感想があがった。

※アンケートの自由記載欄に関する回答は一部修正、省略して掲載しています。

【 令 和 5 年 度 活 動 分 】

介 護 支 援 ボ ラ ン テ ィ ア 制 度 ア ン ケ ー ト

43 枚回収

1. 介護支援ボランティアとしての活動期間および活動頻度をお教えてください。
活動期間

1 年未満	6 人	13.9%	1 ～ 2 年	2 人	4.6%
2 ～ 3 年	2 人	4.6%	3 年以上	30 人	69.7%
無回答	3 人	6.9%	合計	43 人	100.0%

活動頻度（1 月あたり）

5 回未満	33 人	76.7%	5 回以上	2 人	4.6%
無回答	8 人	18.6%	合計	43 人	100.0%

2. 介護支援ボランティア制度について、どのように思いますか。（ひとつのみ回答）

① 良い制度だと思う	38 人	88.3%
② 普通の制度だと思う	4 人	9.3%
③ 見直しが必要だと思う	0 人	0.0%
④ その他	0 人	0.0%
⑤ 無回答	1 人	2.3%
合計	43 人	100.0%

3. 介護支援ボランティアの活動によって、健康面や精神面に変化はありましたか。（いくつでも回答可）

① 張り合いが出てきた	26 人	52.0%
② 健康になった	10 人	20.0%
③ 変わらない	6 人	12.0%
④ 体調をくずした	0 人	0.0%
⑤ その他	7 人	14.0%
⑥ 無回答	1 人	2.0%
合計	50 人	100.0%

4. 介護支援ボランティアにおいて、現在の活動状況を教えてください。また、この1年間で生活や体調に変化等がありましたら自由にご記入ください。
(概要記載)

音楽体操を一緒にやってもらい、その準備などで頭の刺激になっている。
小物作りでも準備の段階から頭を使い、健康になっている。
年相応に体調の不調が増えていますが、ボランティアに出ることで準備等の必要に応じて対応するので生きがいの1つにはなっていると思います。
体操や小物作りなど健康のためにも、地域の方との会話もできてとても有効な活動をさせて頂いています。
お手伝いをさせて頂き、皆さんと接することで自分自身にも良いことと感じています。
色々な活動があり、自分の得意なことを生かして活動しています。
姉が介護支援を受けておりとても助かるな、と思いながら手伝わせていただいております。
毎月1回ですが目標を持って活動できているのが励みになっています。
コーヒーの準備や歌の本を配り、集った方々と唄ったり、身近な話題で おしゃべりしたり、高齢者同士なので認知症を考え合ったり講演を聴いたり、 旅芝居を見てもらったりして月2回の活動で次回も来てもらえるよう毎回考えています。

5. 介護支援ボランティア手帳について、掲載してほしい情報があれば教えてください。(概要記載)

緊急時にすぐ対応をとれるよう初めのページに目次が欲しい。

6. 介護支援ボランティア制度について、ご感想・ご意見等ありましたら自由にご記入ください。(概要記載)

携わる人間にやりがいが出てありがたい。
高齢社会において、増々必要になってくるかと思います。
今後活動する人が増加することを望みます。
もっとこの制度が広がるとよいと思います。
ボランティア活動されている方々、だいたいの方々は、体のどこか病んでいて、痛みなどもある日常生活、その方々、ボランティアが楽しいと、その痛みをこらえて集まって活動されている。その時だけ元気を出して集り、他の方の元気をもらい、いい制度だと思います。

第4章 稲城市介護支援ボランティア受入機関等意見交換会

1 意見交換会の開催目的

稲城市介護支援ボランティア受入機関等との情報交換を通して制度をより良いものにしていくこと、また受入機関等で制度運営上困っている点や疑問点などを解消することを目的として開催した。

2 意見交換会に向けたアンケート調査

意見交換会開催にあたって、受入機関等の現状や議題の選定等を目的として、アンケート調査を実施した。

1. 調査対象 介護支援ボランティア受入機関等 23 団体
2. 調査方法 メール、FAX、郵送による回収
3. 調査時期 令和5年12月
4. 回収結果 有効回収数 23 団体
5. アンケート調査結果

介護支援ボランティアの受入状況について

問1 令和5年12月現在、介護支援ボランティアを受け入れていますか。

答1

① 受け入れている	17 機関	45.8%
② 受け入れていない	13 機関	54.2%
合計	24 機関	100.0%

「②受け入れていない」と回答した機関のうち、令和2年1月～4月以降、受け入れを停止している機関が約61.5%でした。

問2 問1で「①受け入れている」と回答された方にお伺いします。新型コロナウイルス感染症の影響等で、受け入れなかった期間はありますか。

答2

① ある	6 機関	54.5%
② ない	4 機関	36.4%
③ 無回答	1 機関	9.1%
合計	11 機関	100.0%

「①ある」と回答した機関で受け入れなかった期間は各機関で異なり、緊急事態宣言や新型コロナウイルス感染者数の増加に合わせて、随時受け入れを停止していました。

問3 問1で「①受け入れている」と回答された方にお伺いします。介護支援ボランティアは、週にどの程度活動していますか。

答3

① ほぼ毎日（週5日程度）	1 機関	9.1%
② 週3～4日程度	5 機関	45.5%
③ 週1～2日程度	1 機関	9.1%
④ 不定期	3 機関	27.3%
⑤ その他	0 機関	0.0%
⑥ 無回答	1 機関	9.1%
合計	11 機関	100.0%

問4 問1で「①受け入れている」と回答された方にお伺いします。現在、各曜日およそ何人の介護支援ボランティアが活動されていますか。

答4

社会福祉法人①

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	2 人	0 人	2 人	0 人	0 人	0 人	0 人
午後	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

社会福祉法人②

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	0 人
午後	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	0 人

民間事業者①

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
午後	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	3 人

民間事業者②

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
午後	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人	0 人	0 人

民間事業者③

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
午後	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

NP0 法人①

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	15人	7人	22人	19人	18人	0人	0人
午後	15人	7人	22人	19人	18人	3人	0人

NP0 法人②

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	1人	0人	1人	0人	1人	0人	0人
午後	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

NP0 法人③

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	8人	0人	0人	5～7人	0人	8人	0人
午後	8人	5～7人	0人	5～7人	0人	8人	0人

問5 問1で「①受け入れている」と回答された方にお伺いします。貴機関・施設ではボランティアを最大で何人くらいまで受け入れ可能ですか。

答5

① 1～5人程度	5機関	45.5%
② 6～10人程度	3機関	27.3%
③ 無回答	3機関	27.3%
合計	11機関	100.0%

問6 問1で「①受け入れている」と回答された方にお伺いします。ボランティアの受け入れ状況はいかがですか。

答6

① もっと受け入れたい	3機関	27.3%
② これ以上は受け入れられない	1機関	9.1%
③ ちょうどいい	5機関	45.5%
④ 無回答	2機関	18.2%
合計	11機関	100.0%

問7 問1で「①受け入れている」と回答された方にお伺いします。令和4年11月現在、受け入れの活動内容は何か。該当するものすべてに○をつけてください。

答7

① レクリエーション等の披露、指導、参加支援	6 機関	24.0%
② 配膳、下膳などの補助	5 機関	20.0%
③ 喫茶などの運営補助	3 機関	12.0%
④ 散歩、外出、館内移動の補助	1 機関	4.0%
⑤ 行事等の手伝い（模擬店、会場設営、芸能披露、利用者の移動補助等）	4 機関	16.0%
⑥ 話し相手	2 機関	8.0%
⑦ 洗濯物の整理	1 機関	4.0%
⑧ 草木の水やり、草刈り	0 機関	0.0%
⑨ シーツ交換の補助	0 機関	0.0%
⑩ 衣服の繕い、リフォーム	0 機関	0.0%
⑪ その他	3 機関	12.0%
合計	11 機関	100.0%

「⑪その他」と回答された内容には、広報誌の手伝いやゴミ出しに関することでした。

問8 問1で「①受け入れている」と回答された方にお伺いします。ボランティアが貴機関に入室しない形で、導入を検討しているものや、実施したいものはありますか。該当するものすべてに○をつけてください。

答8

① 電話傾聴	2 機関	16.7%
② オンライン傾聴	1 機関	8.3%
③ オンラインレク	2 機関	16.7%
④ 特になし	4 機関	33.3%
⑤ その他	0 機関	0.0%
⑥ 無回答	3 機関	25.0%
合計	12 機関	100.0%

問9 問1で「①受け入れている」と回答された方にお伺いします。受け入れるために工夫していることや取り組んでいることがあれば、ご記入ください。

答9

《感染対策について》

- 利用者と接触しないボランティアをお願いしている。
- 1度のボランティア受入人数を制限している。
- 入室いただく際に検温やマスク、フェイスシールドを着用いただいている。

- ボランティアの体調が優れない時は、お休みいただき、無理のない範囲で活動していただいている。

《環境について》

- ボランティアが活動しやすい職場の環境づくりに徹している。
- ボランティアのスケジュールを優先している。
- 入浴の曜日を変更したりし、レクリエーションの時間をつくる。

《介護支援ボランティアの周知について》

- 会員から知り合いの方へ情報発信したり、ブログで紹介したりし、広く発信している。

問 10 問 1 で「①受け入れている」と回答された方にお伺いします。受け入れの際に、課題や問題となっていることがあれば、ご記入ください。

答 10

- 言葉遣いや行き違いのないようにすること。
- 80 歳以上の方が多く、無理のない範囲で活動していただくためにどうしたらよいかを考えるのが今後の課題だと思う。
- 活動が不定期になりやすく、どこまで管理してよいかの線引きが不透明。

問 11 問 1 で「②受け入れていない」と回答された方にお伺いします。今後受け入れ再開の予定はありますか。

答 11

① ある	1 機関	7.7%
② あるが、時期は未定	9 機関	69.2%
③ ない	2 機関	15.4%
④ 無回答	1 機関	7.7%
合計	13 機関	100.0%

問 12 問 1 で「①受け入れている」と回答されて方にお伺いします。受け入れられないことで生じた課題や問題があれば、ご記入ください。

答 12

- レクリエーション活動が減ったことで、利用者の交流や刺激が減り、QOL や ADL も低下しています。
- 受け入れをしていないことで、レクリエーション活動のパターンが決まり、変化がなくなってきました。
- 新型コロナウイルスの感染により、継続的な受け入れができていません。
- 人手不足で、ボランティアが提供していた活動を職員が担当する余裕がありません。
- 活動員の数が増え、介護支援ボランティアまで手がまわりません。

問 13 ボランティア受入機関としてこの制度についてご意見、ご感想、困ったこと、運営上の疑問などをご記入ください。

答 13

- 新型コロナウイルス感染症が落ち着いてくれば、再開したいです。
- ボランティアに参加することで、その方の楽しみや喜び、人とのふれあいで元気になってもらえたら、受け入れ機関としては嬉しい限りです。
- 職員が人手不足のため、ボランティア活動が大変助かっています。
- ポイント交付金の上限が低すぎます。
- ボランティアを受け入れる際の手続き等がわかりません。
- 大変助かっている制度です。正式な雇い入れに進展するような機会を設けていただけるといい。

介護支援ボランティア全般について

問 14 貴機関・施設ではボランティア受け入れの担当者はいらっしゃいますか。

答 14

① いる	14 機関	58.3%
② いない	9 機関	37.5%
無回答	1 機関	4.2%
合計	24 機関	100.0%

問 15 ボランティアの活動に関して特記することがありましたら、ご記入ください。

答 15

- ボランティアの皆様には感謝しております。これからご活動を期待しています。入居者の皆様はお話し大好きな方が多く、話を聞いてくださる環境が多いほど、元気になっていただけます。また、ボランティアの皆様が受入機関に対して要望がありましたら遠慮なく発信してください。
- 高齢化社会の進む中、ボランティア活動がボランティアさん自身の健康維持に大いに役立っているように思います。
- スタッフの継続した努力があったため、現在活動に参加する中で楽しみながらお手伝いができる体制が作れたように思います。

その他

問 16 意見交換会において、各受入機関に聞きたいことがあればご記入ください。

答 16 省略します。

3 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会次第

介護支援ボランティア受入機関意見交換会 次第

日 時:令和6年1月29日(月) 10時～11時30分

場 所:地域振興プラザ 研修講座室

開会

議題

1 介護支援ボランティア制度について

(1) 市役所高齢福祉課より

- ・制度の趣旨について
- ・令和4年度実施報告書について

(2) 社会福祉協議会より

登録など事務の流れについて

2 提案議題等

(1) 出席事業者より自己紹介及び現在の受け入れ状況について

(2) 感染症対策をどうしているかについて

(3) 受け入れ初日やオリエンテーション時に気を付けているポイントについて

(4) ボランティアへの謝礼はされているかについて

3 介護支援ボランティアに関するご意見・ご質問

4 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会議事録

【開催日時】令和6年1月29日（月）午前9時～10時30分

【開催場所】地域振興プラザ 研修講座室

【参加者】受入機関8団体10人、社会福祉協議会1人、市事務局2人

※意見交換会当日の会話の流れなどは考慮せず、各議題において受入機関ごとに出た意見をまとめることで議事録とする。

【内容】

1 介護支援ボランティア制度について

(1) 市役所高齢福祉課より

・制度の趣旨について

介護支援ボランティア制度は、ボランティアを通じて介護予防につながる活動を支援し、介護給付費や介護保険料を抑えるために創った制度です。

介護支援ボランティアには、参加したボランティアの回数に応じてスタンプを貯めてもらい、ボランティア自身の申請によって、貯めたスタンプをポイントに換え、年間5,000円を上限として交付するという流れをとっている。管理機関としては、稲城市社会福祉協議会のボランティアセンターに委託をしており、ボランティアの登録や管理、交付金の振込などをお願いしている。

活動内容は、高齢者にお願いしているレクリエーション活動やお話し相手など、介護周辺に関するボランティアは基本的に全て認めている。ただし、身体介助や高齢者宅に訪問するような活動は、専門的な資格を持っている者が支援計画などに基づいて提供されるべきものなので、介護支援ボランティアの活動内容としては認めていない。現在登録されている内容以外に新しく受け入れたい内容があれば、市役所までご相談いただきたい。

・令和4年度実施報告書について

ボランティアの登録状況について、令和4年度の登録者数は925人登録、新規登録者数は6人で転出や死亡等による資格喪失者は190人でした。

実施報告書には登録状況や交付金変換状況のほかに、ボランティアを対象としたアンケート結果なども載せており、市のホームページで過去のものから令和4年度までの報告書を掲載しておりますので、お時間あるときにご確認いただければと思います。今後も制度をより良いものにしていきたいと思いますので、今回の意見交換会をはじめ、普段からお気づきの点があればご意見をいただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

(2) 社会福祉協議会より登録など事務の流れについて

事務手続きの流れについては、ボランティア希望の方に社協ボランティアセンターの窓口に来ていただき、希望や特技、通える場所に沿った活動先を探す。昨今の情勢により、活動先の受入れ状況が変わるため、活動先の候補が挙がったら、職員より活動先に電話をし、状況を確認している。

初回の見学可能日が決まれば、可能な限り社協職員が同行する。見学では、施設のボランティア担当に施設の設備や1日のスケジュール、ボランティア内容、必要な持ち物、注意事項をご説明いただいている。

また、実際にボランティアを体験していただくこともある。その後、ご本人と社協間で、継続してボランティアをするかどうか意向を確認し、希望するのであれば、ボランティア保険の加入手続きをしていただき、正式に活動開始となる。その際に、ボランティア全般の活動の注意やご自身のペースで無理なく活動いただくこと、守秘義務として個人情報情報を漏らさないように等のご説明をしている。あわせて、けががあった場合はすぐに社協へ連絡をし、手続きを取るようにご案内をしている。

介護支援ボランティアを募集したいという場合は、いつでもボランティアセンターにご連絡いただき、作業内容や希望人数の条件を教えてください。

2 出席事業者より自己紹介及び現在の受け入れ状況について

～A受入機関～

文化センター等を借りて全8か所で会食サービスを行っていて、そのほとんどの労働力はボランティアで賄っている。登録しているボランティアの数は最大で100名程度で中には介護予防ボランティアの手帳を使いたくないという方もいるが概ね問題なく制度を利用させていただいている。新規は5名。

～B受入機関～

新型コロナウイルス感染症の流行以降、ボランティアの受け入れを停止している。外部の受け入れが難しく、長らく面会制限なども行ってきたがコロナウイルス感染症が5類となつてからは面会制限をなくしている。そろそろ受け入れを再開しようかと検討中。

～C受入機関～

昨年の12月に新型コロナウイルス感染症陽性が1名、インフルエンザ感染者が5名出でしまったため1月はボランティアの受け入れを停止している。2月からはまた再開する予定。

～D受入機関～

用務員として外回りの清掃などをお願いしている。

～E 受入機関～

団地の団欒室に食事を運んでもらっている。坂の多い地域な為、以前は I バスを利用していたが高齢化と時刻表の変更によって難しくなったため現在の形となった。また、高齢者とこどもが関われる機会を増やし、お互いにとって良い環境を作っていくべきと考えている。

～F 受入機関～

担当者自体コロナ禍での入社であり、ボランティア受け入れの経験のある職員は少ない。新型コロナウイルス感染症が 5 類になってからも面会制限は続けていて 2 月から緩和を検討している。それに伴ってボランティアの受け入れを再開し、入居者の活気を取り戻したい。

～G 受入機関～

ボランティア数は 5 名。内 1 名は麻雀専門、内 2 名女性は毎週月曜日と水曜日にお茶出しや昼の配膳などを行っている。また、市外からの方でサークル活動の手伝いをしていてくれる方がいる。サークル活動の手伝いなどでスキルのある方がいたら教えてほしい。

～H 受入機関～

外からの感染症の持ち込みを危惧しており、新型コロナウイルス感染症が 5 類に変更したことに合わせて漸く面会制限やボランティア受入を緩和した。コロナウイルス感染症流行前から 3 年ほど経ち、その間新規のボランティアが入らなかったためボランティアが高齢化している。

3 受入機関からの提案議題について

(1) 感染症対策をどうしているか

～A 受入機関～

大人数でのたまり場活動をしていて狭い所で大人数が集まることも多くある。感染した『かも』という段階で 3 日間の自宅待機をお願いしている。普段からアルコール消毒などの感染対策を個々人に責任と意識を持ってやっていただいている。

～B 受入機関～

外部から来る人に対して手洗いとマスク、入り口での検温をお願いしている。ボランティアに対しては個々人の責任で活動をしてもらっている。

～C 受入機関～

今後の課題であり、府中の団体のやり方を参考として具体的な対策を考えている。

～D 受入機関～

新型コロナウイルス感染症が 5 類になってからもマスクの着用は継続してお願いしている。

～E 受入機関～

入口にアルコール消毒液を設置している。参加するかしないかは個人の判断に委ねてコロナ禍の間も団体としての活動は続けていた。

～F 受入機関～

1 週間以内に体調不良がなく尚且つ半年以内にワクチン接種をしている方のみアクリル板越しの面会を許可している。2 月からは外での面会など制限を緩和しようかと検討している。また、フロアに入る方には抗原検査をお願いしている。

～G 受入機関～

ボランティア関係に限らず、施設全体でマスクやアルコール消毒液による対策を行っている。

～H 受入機関～

館内に入ってくる人には、マスクの着用と検温、手洗い、抗原検査などをお願いしている。

（２）受け入れ初日やオリエンテーション時に気を付けているポイント

～A 受入機関～

なにより元気なのが大事だとアピールして新規の方が入りやすい雰囲気を作っている。

～B 受入機関～

ボランティア活動をする上でのルールやどういったサービスをどういった目的のもと行っているかなどを全般的にしっかりと説明して理解してもらう。

～C 受入機関～

職員のサポートの仕方などを丁寧に教えている。ストレスなく快い活動をしてもらうためやわらかい接し方を心掛けている。

～D 受入機関～

これと言って特にしていることはない。

～E 受入機関～

高齢者に対して失礼な言葉遣いを間違ってもしないように指導している。

～F 受入機関～

受け入れ経験がないため、今後受け入れる際は職員同士で事前に話し合うことにしている。

～G 受入機関～

楽しんでやってもらえるよう受け入れの流れを改善しようかなと考えている。

～H 受入機関～

ボランティア委員会を作っている。一番大事なタイミングなので初日にルールや言葉遣いの説明をする。また、守秘義務を守ってもらう署名してもらう。

(3) ボランティアへの謝礼はされているか

～A 受入機関～

特にしていない。

～B 受入機関～

交通費を含めて一切行っていない。傾聴の際、聞いている側はお茶やお菓子などを口にしていないのに話す側に何も無いのは少し気の毒なので今後はちょっとしたお菓子の差し入れくらいはしていいたかもしれない。

～C 受入機関～

100 円、200 円くらいのお菓子を差し入れしている。

～D 受入機関～

午後まで活動される方には食事を提供している。

～E 受入機関～

行っていない。

～F 受入機関～

今後の検討次第で行うかもしれない。

～G 受入機関～

特には行っていないが年に一回お弁当を提供している。

～H 受入機関～

新型コロナウイルス感染症流行前には感謝祭というものを年一回開いていた。

※上記の議題以外にもボランティアの全体的な高齢化や1月27日に行った地域のつながりフォーラムに関してご意見を複数いただいた。

第5章 介護予防効果の検証

1 稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果からみる介護予防効果

稲城市介護支援ボランティア制度の介護予防効果（新規認定率）を保険料抑制という観点から捉えるとどの程度の効果をもたらすのか、試算を行った。

この試算は、令和4年度に稲城市介護支援ボランティア制度が導入されていたことによる保険料抑制効果を、令和5年度に確定した令和4年度の各実績を用いて計算したものである。

介護支援ボランティア制度の費用効果（5,745,783円）から、介護支援ボランティア制度に要した費用（1,005,812円）を控除することにより、稲城市介護支援ボランティア制度を実施したことによる費用利得は年額4,739,971円となる。これを介護保険料に当てはめると、一人一月あたり4.4円の介護保険料抑制効果があると試算される。

令和 4 年度における稲城市介護支援ボランティア制度導入効果の粗い試算（保険料抑制効果）

登録者

区分	記号	数値	計算式
高齢者（65歳以上）人口	P	20,452人	
介護支援ボランティア（登録者）	P（V）	179人	
介護支援ボランティアでない	P（V'）	20,273人	$P - P（V）$
新規認定者数	Q	446人	
介護支援ボランティア（登録者）	Q（V）	0人	
介護支援ボランティアでない	Q（V'）	446人	$Q - Q（V）$
新規認定者出現率	R	2.18%	$Q \div P *1$
介護支援ボランティア（登録者）	R（V）	0.00%	$Q（V） \div P（V） *1$
介護支援ボランティアでない	R（V'）	2.20%	$Q（V'） \div P（V'） *1$

以上から

介護支援ボランティア制度がなかった場合の新規認定者数	Q'	450人	$P \times R（V'） *2$
新規認定者の抑制人数	S	4人	$Q' - Q$

費用利得を計算すると

当該年度の要介護者一人当たりの月額介護費用	M	119,704円	
介護支援ボランティア制度に要した費用	H	1,005,812円	
保険料負担割合（65歳以上）	W	23%	
介護支援ボランティア制度の費用効果（年間）	X	5,745,783円	$S \times M \times 12ヶ月$
介護支援ボランティア制度による費用利得	Y	4,739,971円	$X - H$

よって得られる保険料抑制効果は

保険料抑制効果（月額換算）	Z	4.4円	$Y \times W \div P \div 12ヶ月 *3$
---------------	---	------	----------------------------------

*1 小数点第三位を四捨五入

*2 小数点以下四捨五入

*3 小数点第二位を四捨五入

参 考 資 料

稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱

(平成 19 年 7 月 9 日市長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき、稲城市介護支援ボランティア制度(以下「介護支援ボランティア制度」という。)を設け、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

2 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。

3 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。

(1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。

(2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。

(3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。

(4) 介護給付費等の抑制につながること。

(介護支援ボランティア制度)

第 3 条 介護支援ボランティア制度は、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。

2 介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第 1 号被保険者とする。

3 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は、市長が指定するものとする。

4 介護支援ボランティアは、第 5 条第 1 項の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行うものとする。

(管理機関)

第 4 条 介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理は、介護支援ボランティア管理機関(以下「管理機関」という。)が行うものとする。

(介護支援ボランティア受入機関等)

第5条 介護支援ボランティア受入機関等（以下「受入機関等」という。）は、あらかじめ第3条第3項に規定する介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、市長から指定を受けなければならない。

2 受入機関等が前項の指定を受けようとするときは、「稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請書」（様式第1号）により市長へ申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請に基づき指定し、又は却下したときは、稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは、稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消決定通知書（様式第3号）により指定を受けていた者に通知するものとする。

5 受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価するものとする。

6 受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価するものとする。

7 評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行うものとする。

8 前項に規定する活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。

(介護支援ボランティア活動実績の把握)

第6条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出するものとする。

2 管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付するものとする。

3 介護支援ボランティア登録申請書及び介護支援ボランティア手帳の様式は、管理機関が別に定める。

4 管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。

5 管理機関は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印するものとする。

6 介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印の様式は、管理機関が別に定める。

(評価ポイント)

第7条 評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10 回から 19 回まで	1,000 ポイント
20 回から 29 回まで	2,000 ポイント
30 回から 39 回まで	3,000 ポイント
40 回から 49 回まで	4,000 ポイント
50 回以上	5,000 ポイント

- 2 活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。
- 3 管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

(評価ポイント転換交付金)

第8条 評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする者は、介護支援ボランティア評価ポイント活用申出書(様式第4号)に介護支援ボランティア手帳を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しないものとする。
- 3 市長は、第1項の申出があった場合において、当該介護支援ボランティアに介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書(様式第5号)に介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。
- 4 管理機関は、前項に規定する伝達に基づき、当該評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。このとき管理機関は、「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書」を当該評価ポイント活用の申出者へ通知する。
- 5 前項の介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書の様式は、管理機関が別に定める。
- 6 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金
1,000 ポイント	1,000 円
2,000 ポイント	2,000 円
3,000 ポイント	3,000 円
4,000 ポイント	4,000 円
5,000 ポイント	5,000 円

(地域支援事業交付金の活用)

第9条 管理機関は、市が交付する地域支援事業交付金を介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金に充てるものとする。

(事業の委託)

第10条 市は、介護支援ボランティア事業の実施に当たって、必要な事務を管理機関へ委託することができる。

(委任)

第11条 この要綱に規定するもののほか、介護支援ボランティア制度実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 介護支援ボランティア制度の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成22年3月31日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成21年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱様式第1号及び様式第4号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第 1 号（第 5 条第 2 項関係）

年 月 日

稲城市長殿

申請者
住所
団体名
代表者
電話

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請書

稲城市介護支援ボランティアの対象として指定を受けたいので、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき申請します。

記

事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち 65 歳以上 人）

様式第2号（第5条第3項関係）

年 月 日

団体名

代表者

殿

稲城市長

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下決定通知書

年 月 日付で申請のあった稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請については、下記のとおりとしたので通知します。

記

1 以下のとおり指定する。

指定年月日	
指定番号	
事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち 65 歳以上 人）

2 次の理由により却下する。

却下理由	
------	--

様式第3号（第5条第4項関係）

年 月 日

団体名

代表者

殿

稲城市長

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消決定通知書

下記の稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）については、下記のとおり
指定を取り消す

記

取消年月日	
指定年月日	
指定番号	
事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち 65 歳以上 人）

取消理由	
------	--

様式第4号（第8条第1項関係）

年 月 日

稲城市長殿

申出者
住所
氏名
電話

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

私は、下記のとおり介護支援ボランティア手帳を添えて介護支援ボランティア評価ポイントの活用を申し出ます。

記

被保険者番号	
氏 名	
蓄積評価ポイント数	ポイント
活用希望ポイント数	ポイント
差し引き残高ポイント数	ポイント

※振り込み依頼先口座

	銀行・信金 信組・農協		本店・支店 出張所
預金の種類	1. 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人			

様式第5号（第8条第3項関係）

年 月 日

管理機関 殿

稲城市長

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書

下記のとおり介護支援ボランティア活動評価ポイント活用の申出があり、当該申出者に介護保険料の未納又は滞納が無いことを確認したので、介護支援ボランティア手帳を添えて伝達します。

記

被保険者番号	
氏 名	
蓄積評価ポイント数	ポイント
活用希望ポイント数	ポイント
差し引き残高ポイント数	ポイント

介護保険料の未納又は滞納が無いことの確認欄

年 月 日

申請者について、介護保険料の未納又は滞納がないことを確認いたしました。

確認者 氏名 印

健康に心配なし手帳

～ 介護支援ボランティア手帳 ～



社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会



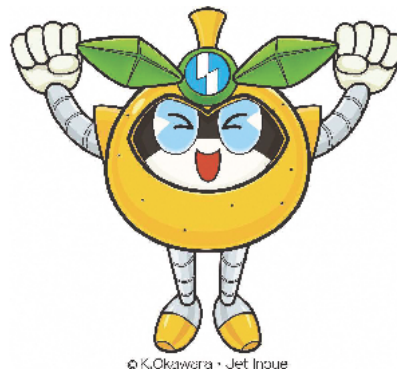
株式会社よみうりランド及び
東京ヴェルディは稲城市介護
予防事業を応援しています。



健康に心配なし手帳の名称について



稲城の梨は、元禄の時代から栽培され様々な品種改良などを経て、稲城の特産物として親しまれています。歴史ある長寿の稲城の梨と同様に、いつまでも元気に健康で暮らせることを願い、手帳の名称を「健康に心配なし手帳」としました。



© K.Okawara・Jet Inoue

活動年度 2023 年度（2024 年 3 月 末まで）

氏名 _____

住所 稲城市 _____

電話 _____

生年月日
大正・昭和 年 月 日

緊急連絡先
連絡者氏名 _____

(続柄)

(必ずご記入ください)

☆ボランティア活動実績は、この手帳により管理しますので、紛失しないよう自己管理をお願いいたします。万一、手帳を紛失されても、スタンプを再び押印することはできませんのでご注意ください。

稲城市介護支援ボランティア制度について

目 的：この制度は、介護予防事業の一つとして、高齢者のみなさんが、介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目的としています。そして、稲城市がいきいきとした地域社会となることを目指しています。

対象者： 市内にお住まいの65歳以上の方
(稲城市介護保険第1号被保険者)

介護支援ボランティア制度利用の流れ

1. ボランティア登録をします。
介護支援ボランティア登録申請書（この手帳の24ページ）に記入し、稲城市社会福祉協議会へ提出してください。
2. 介護支援ボランティア活動をします。
指定された施設や団体などでボランティア活動を行います。この制度の対象になるボランティア活動は指定されています。ボランティア活動についてのご相談は、稲城市社会福祉協議会でお受けしています。

3. 手帳にスタンプをもらいます。(4月から翌年3月まで)

ボランティア活動をしたら、その都度、活動した施設や団体にこの手帳を提示し、スタンプを押してもらいます。

※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

4. 集めたスタンプを評価ポイントに変えます。(翌年4月以降)

この手帳を稲城市社会福祉協議会に提出し、前年度に集めたスタンプを「評価ポイントに変える申請」を行ってください。

スタンプの数	受取れる評価ポイント
10 から 19 まで	1,000 ポイント
20 から 29 まで	2,000 ポイント
30 から 39 まで	3,000 ポイント
40 から 49 まで	4,000 ポイント
50 以上	5,000 ポイント

5. 評価ポイントの活用を申し出をします。(翌年7月以降)

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書(この手帳の23ページ)に記入し、市または、稲城市社会福祉協議会にこの手帳を添えて提出してください。

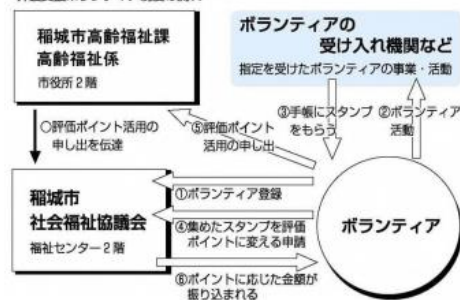
市は、介護保険料の未納・滞納がないことを確認します。

6. 評価ポイント数に応じた交付金が口座に振り込まれます。

稲城市社会福祉協議会では、申請者から指定された金融機関の口座に評価ポイント数に応じた交付金を振り込みます。合わせて、お預かりした手帳と振込日や金額のお知らせをお届けしますので確認してください。交付金は、次の介護保険料のお支払いにお使いください。

評価ポイント	金 額
1,000 ポイント	1,000 円
2,000 ポイント	2,000 円
3,000 ポイント	3,000 円
4,000 ポイント	4,000 円
5,000 ポイント	5,000 円

介護支援ボランティア制度の流れ



※④～⑥は、翌年度に行う手続きです。

3

4

介護支援ボランティア制度に関するQ&A

Q この制度を利用するには、まず何をすればよいのですか？

A この制度を利用する方は、制度の目的やボランティアの心得などをご理解の上、稲城市社会福祉協議会でボランティア登録をしてください。また、安心して活動していただくために、万が一の事故やけがに備えて、ボランティア活動保険に加入することをお勧めします。詳細は、10・11ページをご覧ください。

Q どんなボランティア活動でも対象になるのですか？

A この制度の対象になるボランティア活動は指定されています。指定されているボランティア活動の詳細は、稲城市社会福祉協議会もしくは、市役所高齢福祉係までお問い合わせください。

Q ボランティア活動先に行く途中や活動先だけがをしたら？

A 稲城市社会福祉協議会にご連絡ください。けがなどの状況を伺い、保険会社へ連絡しますので、速やかにお知らせください。詳細は、10・11ページをご覧ください。

Q 1日に複数のボランティア活動をしてスタンプをもらうことができますか？

A 1日に複数のボランティア活動を行い、スタンプをもらうことはできますが、1時間程度の活動で1スタンプとなり、1日2スタンプが上限になります。

Q スタンプを集めるとすぐに交付金がもらえるのですか？

A 集めたスタンプは、翌年度に評価ポイントに変える必要があります。4月以降に、稲城市社会福祉協議会で手続きを行ってください。評価ポイントにより、8月以降交付金が振り込まれます。

Q 手帳はスタンプがたまるまで使い続けてよいのですか？

A 手帳は年度ごとに新しいものに切り替わります。集めたスタンプを評価ポイントに変えたり、評価ポイントを交付金にする手続きは、決められた日にちに済みますので、お忘れなく手続きをしてください。

Q 稲城市外に転出した場合も対象になりますか？

A 稲城市外に転出した場合は対象となりません。スタンプ、評価ポイント、交付金は、一切が無効になりますのでご注意ください。

5

6

Q ボランティア活動を多くすると、それだけ多くの交付金がもらえるのですか？

A 介護支援ボランティアで指定されたボランティア活動を行い、手続きを行うと交付金が支払われます。但し、交付金の上限は年度ごとに5,000円となっています。



7

ボランティア活動の心得

◆ 身近なことから無理のない範囲で

一口にボランティア活動と言っても様々な活動があります。自分の特技や趣味を活かした活動もありますし、依頼者からの要望に応じて、一人ひとりの生活をサポートする活動もあります。数多くあるボランティア活動の中からどのようにして選ぶのがよいでしょうか。まずは身近な地域で、自分の健康を考えて無理のない範囲で行うことが望ましいでしょう。活動を継続するためにも自分に向いている活動をお選びください。ボランティア活動に関するご相談は、稲城市社会福祉協議会でお受けしていますので、お気軽にご利用ください。

◆ 相手を理解し、尊重した活動を

誰もがそうであるように、ボランティア活動で接する方々もそれぞれ性格や環境により様々な暮らしを営んでいます。ボランティアだからといって、一方的で勝手な行動は慎まなければなりません。ボランティアには、一人ひとりの生活習慣や価値観を尊重し、ボランティア活動を行うことが求められます。また、ボランティア活動の依頼者や活動の仲間と共にコミュニケーションをとることでよりよい活動につながるでしょう。



8

◆ 秘密や約束を守りましょう

ボランティア活動では、時に依頼者のプライバシーに関わることを知ることがあります。しかし、あくまで活動を通じて知り得たことであり、個人情報であることから他の方にちょっとした内容のことも漏らさないでください。**ボランティア活動を辞めた後も同様にお守りください。**

また、時間など約束したことは必ず守りましょう。体調不良や急用で活動を休む場合には、必ず連絡を入れるなどの対応をしましょう。



9

ボランティア活動保険について

ボランティア活動保険は、ボランティア活動中に起こり得る事故を対象にしたもので、賠償責任保険と傷害保険がセットになっています。ボランティア活動を安心して行うために、万が一に備えてご加入することをお勧めします。

(1) どんな場合に補償されるのか

①賠償責任保険

- ・ボランティア活動中に物を壊してしまった場合
- ・ボランティア活動中に活動の対象者にけがをさせてしまった場合
- ・プライバシーの侵害等により活動の対象者に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 など

②傷害保険

- ・ボランティア自身が活動中にけがをしてしまった場合
- ・ボランティアが自宅と活動場所との往復途中にけがをした場合 など

※補償の対象は、いずれの保険も急激、偶然、外來の事故により起きた場合です。



10

稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通して介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき、稲城市介護支援ボランティア制度(以下「介護支援ボランティア制度」という。)を設け、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。
- 2 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
- 3 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。
- (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
 - (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
 - (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
 - (4) 介護給付費等の抑制につながること。

(介護支援ボランティア制度)

- 第3条 介護支援ボランティア制度は、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。
- 2 介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第1号被保険者とする。
- 3 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は、市長が指定するものとする。
- 4 介護支援ボランティアは、第5条第1項の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行うものとする。

(2) 補償金額

賠償責任保険	対人・対物 共通	1事故・保険期間中	2億円
	賠償責任 (免責なし)	受託物・ 借用物	1事故・保険期間中 50万円 (現金は10万円)
		人格権侵害	1名 1事故・保険期間中 50万円 100万円
	事故対応費用	1事故・保険期間中	500万円
	見舞費用	死亡	50万円
介護支援ボランティア		後遺障害	1.5万~50万円
		入院日数に応じて2~10万円	
		通院日数に応じて1~5万円	
	死亡・後遺障害	800万円・24万円~800万円	
介護支援ボランティア	入院日額	8,000円	
	通院日額	4,000円	

※状況に応じては、補償の対象にならないものもあります。

(3) 掛け金 300円

(4) 補償期間(保険期間)

4月1日から翌年3月31日まで

※補償期間中の途中加入も可能です。その場合の補償期間は、加入手続きを行った日からとなります。

(5) お申し込み・事故やけがのご報告

稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター
稲城市百村7 稲城市福祉センター内
電話：042-378-3800(直通)
042-378-3366(代表)
ファックス：042-378-4999

11

(管理機関)

第4条 介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理は、介護支援ボランティア管理機関(以下「管理機関」という。)が行うものとする。

(介護支援ボランティア受入機関等)

第5条 介護支援ボランティア受入機関等(以下「受入機関等」という。)は、あらかじめ第3条第3項に規定する介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、市長から指定を受けなければならない。

2 受入機関等が前項の指定を受けようとするときは、「稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定申請書」(様式第1号)により市長へ申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請に基づき指定し、又は却下したときは、稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定・却下決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは、稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定取消決定通知書(様式第3号)により指定を受けていた者に通知するものとする。

5 受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数単位として評価するものとする。

6 受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価するものとする。

7 評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行うものとする。

8 前項に規定する活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。

(介護支援ボランティア活動実績の把握)

第6条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出するものとする。

2 管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付するものとする。

13

3 介護支援ボランティア登録申請書及び介護支援ボランティア手帳の様式は、管理機関が別に定める。

4 管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。

5 管理機関は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印するものとする。

6 介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印の様式は、管理機関が別に定める。

(評価ポイント)

第7条 評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

2 活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。

3 管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

(評価ポイント転換交付金)

第8条 評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする者は、介護支援ボランティア評価ポイント活用申出書(様式第4号)に介護支援ボランティア手帳を添えて、市長に提出しなければならない。

2 介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しないものとする。

3 市長は、第1項の申出があった場合において、当該介護支援ボランティアに介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書(様式第5号)に介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。

12

14

- 4 管理機関は、前項に規定する伝達に基づき、当該評価ポイント活用の中
出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、
評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント
転換交付金を交付するものとする。このとき管理機関は、「介護支援ボ
ランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書」を当該評価ポイン
ト活用の申出者へ通知する。
- 5 前項の介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書
の様式は、管理機関が別に定める。
- 6 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとお
りとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア評価 ポイント転換交付金
1,000 ポイント	1,000 円
2,000 ポイント	2,000 円
3,000 ポイント	3,000 円
4,000 ポイント	4,000 円
5,000 ポイント	5,000 円

(地域支援事業交付金の活用)

第9条 管理機関は、市が交付する地域支援事業交付金を介護支援ボラン
ティア評価ポイント転換交付金に充てるものとする。

(事業の委託)

第10条 市は、介護支援ボランティア事業の実施に当たって、必要な事務
を管理機関へ委託することができる。

(委任)

第11条 この要綱に規定するもののほか、介護支援ボランティア制度実施
に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 介護支援ボランティア制度の施行に関し必要な行為は、施行日前に
おいても行うことができる。

活動記録1 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

1 日付 月 日	2 日付 月 日	3 日付 月 日	4 日付 月 日
5 日付 月 日	6 日付 月 日	7 日付 月 日	8 日付 月 日
9 日付 月 日	10 日付 月 日 	11 日付 月 日	12 日付 月 日
13 日付 月 日	14 日付 月 日	15 日付 月 日	16 日付 月 日
17 日付 月 日	18 日付 月 日	19 日付 月 日	20 日付 月 日 

15

16

活動記録2 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

21 日付 月 日	22 日付 月 日	23 日付 月 日	24 日付 月 日
25 日付 月 日	26 日付 月 日	27 日付 月 日	28 日付 月 日
29 日付 月 日	30 日付 月 日 	31 日付 月 日	32 日付 月 日
33 日付 月 日	34 日付 月 日	35 日付 月 日	36 日付 月 日
37 日付 月 日	38 日付 月 日	39 日付 月 日	40 日付 月 日 

17

活動記録3 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

41 日付 月 日	42 日付 月 日	43 日付 月 日	44 日付 月 日
45 日付 月 日	46 日付 月 日	47 日付 月 日	48 日付 月 日
49 日付 月 日	50 日付 月 日 	51 日付 月 日	52 日付 月 日
53 日付 月 日	54 日付 月 日	55 日付 月 日	56 日付 月 日
57 日付 月 日	58 日付 月 日	59 日付 月 日	60 日付 月 日

18

活動記録4 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。
※1 時間程度の活動で 1 スタンプ、1 日 2 スタンプが上限です。

61	62	63	64
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
65	66	67	68
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
69	70	71	72
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
73	74	75	76
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
77	78	79	80
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

活動記録5 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。
※1 時間程度の活動で 1 スタンプ、1 日 2 スタンプが上限です。

81	82	83	84
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
85	86	87	88
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
89	90	91	92
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
93	94	95	96
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
97	98	99	100
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

活動記録6 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。
※1 時間程度の活動で 1 スタンプ、1 日 2 スタンプが上限です。

101	102	103	104
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
105	106	107	108
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
109	110	111	112
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
113	114	115	116
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
117	118	119	120
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日



お疲れ様でした！
感謝、2 冊目に捺印を！

フリガナ ()

氏名

住所 稲城市

電話

※ 管理機関記入欄 ※ (この欄は稲城市社会福祉協議会にて記入いたします)

評価ポイント記録簿 (集めたスタンプを 2024 年 4 月以降、評価ポイントに変えます。)

あなたの 2023 年度の活動回数は 回 です。

あなたの 2023 年度の評価ポイント数は ポイント です。

管理欄

評価ポイント活用記録簿 (評価ポイントを交付金に変えます。)

※ 2023 年度分の評価ポイントを交付金として受け取る場合、入金は 2024 年 8 月以降になります。

申請日	使用した 評価ポイント数	残っている 評価ポイント数	管理欄
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

本人⇒市役所

様式第4号（第8条第1項関係）

年 月 日

稲城市長殿

フリガナ（ ）

氏 名

申出者住所 稲城市

電 話

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

私は、下記のとおり介護支援ボランティア手帳を添えて介護支援ボランティア評価ポイントの活用を申し出ます。

記

被 保 険 者 番 号	
氏 名	申出者と同じ
蓄 積 評 価 ポ イ ン ト 数 (A) (この手帳で獲得したポイント数)	ポイント
活 用 希 望 ポ イ ン ト 数 (B) (口座振込を希望するポイント数)	ポイント
差 し 引 き 残 高 ポ イ ン ト 数 (A－B)	ポイント

振り込み依頼先口座（※申出者本人の口座をご指定ください。）

	銀行・信金 信組・農協		本店・支店 出張所
預金の種類	1 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人 (カタカナ)			

23

介護支援ボランティア登録申請書

本人⇒稲城市社会福祉協議会

年 月 日

介護支援ボランティア登録申請書

私は、下記のとおり介護支援ボランティアとして登録を申請します。
なお、活動を通じて知り得たことは、口外いたしません。

(フリガナ) 名 前	
住 所	
電 話	
生年月日 ※1	
介護保険被保険者 番号 ※2	

※1 生年月日 65歳以上の方が対象です。

※2 介護保険被保険者番号 空欄の場合は稲城市社会福祉協議会
が市に照会することを認めます。

24

介護支援ボランティア活動先一覧

団体・事業所名	電話番号	住所
稲城市社会福祉協議会 ふれあいセンター	378-3800	百村7
有料老人ホーム ペアウェル多摩川	377-5770	東長沼665
特定障害福祉施設法人 支え合う会 みのり	378-8757	東長沼1270-4
有料老人ホーム ベストライフたま	350-7210	平尾4-54-2
特別養護老人ホーム ひらね苑	331-5666	平尾2-49-20
ケアハウス・通所介護事業所 ハーモニー牧瀬	370-8160	矢野口1806
特別養護老人ホーム いなぎ苑	379-5500	百村255
特別養護老人ホーム いなぎ正吉苑	331-2001	平尾4-16-1
喫茶ボーボーの木	350-5057	平尾3-1-1-35-102
老人保健施設 デンマークイン若葉台	331-3030	若葉台3-7-1
有料老人ホーム ニデイホーム 稲城	370-3581	東長沼696
稲城市 赤十字奉仕団	378-2111	東長沼2111
通所介護事業所 アクアメイト稲城 通所介護事業所	370-0580	向陽台6-8
有料老人ホーム そんばの家 稲城矢野口	370-3700	矢野口1674-1
通所介護事業所 稲城発達障害者会デイサービス	401-8755	東長沼1174-7 リベラルハイツ101

25

団体・事業所名	電話番号	住所
平尾ベルの会	331-5432	平尾3-7-5 50号棟集合室（第2、4木） 64号棟集合室（第1、3火）
地域障害児支援会稲城 やのくち正吉苑	370-2202	矢野口1804-3
サービス付高齢者向け住宅 そんばの家S稲城長沼	370-0651	東長沼1124-1
サービス付高齢者向け住宅 そんばの家S稲城	370-3161	東長沼2430
小規模多機能型居宅介護・グループホーム みんなの家・稲城長沼	370-0380	東長沼1713-8
通所介護事業所・短期入所生活介護事業所 稲城ケアセンターそよ風	370-0881	押立1192-1
NPOふれあい広場 ボーボーの木	379-3373	向陽台6-9 六丁目団地1-110
看護小規模多機能型居宅介護事業所 看護橋かえりえ平尾	050-1751-5097	平尾3-7-4 コーシャハイム平尾内
サービス付高齢者向け住宅 コーシャハイム平尾	350-5832	平尾3-7-4
稲城市社会福祉協議会ボランティアセンター ゴミ出しボランティア	370-3800	百村7

26

ボランティア活動保険 領収書貼付欄

※ボランティア活動保険の領収証は紛失しないよう、
こちらに貼付してください。



©K.Dokawa・JET house

稲城市福祉部高齢福祉課高齢福祉係
稲城市東長沼2111
電話：042-378-2111（内線：222・223）
ファックス：042-378-5677

社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会
稲城市百村7 稲城市福祉センター内
電話：042-378-3800
ファックス：042-378-4999

介護支援ボランティア視察受入状況（視察受入状況：平成19年7月以降
～令和6年3月末までのもの）

	日付	訪問団体	職種	人数
1	19.07.19	青森県八戸市	職員	3
2	19.08.23	大阪府茨木市	議員	3
3	19.08.28	愛知県稲沢市	職員	3
4	19.08.30	愛知県豊橋市	職員	4
5	19.08.31	東京都世田谷区	職員	2
6	19.09.21	岡山県	職員	1
7	19.10.03	鳥取県米子市	議員	9
8	19.10.04	福岡県介護保険広域連合	職員	2
9	19.10.11	大阪府柏原市	議員	3
10	19.10.12	熊本県人吉市	議員	10
11	19.10.15	三重県桑名市	議員	3
12	19.10.18	神奈川県南足柄市	職員	5
13	19.10.24	岐阜県多治見市	議員	8
14	19.10.24	福島県喜多方市	職員	1
15	19.10.25	新潟県燕市	議員	9
16	19.10.31	沖縄県宜野湾市	議員	10
17	19.11.01	東京都調布市	議員	1
18	19.11.05	愛媛県八幡浜市	議員	9
19	19.11.07	岡山県岡山市	議員	14
20	19.11.13	愛知県刈谷市	議員	2
21	19.11.14	愛知県一宮市	議員	12
22	19.11.16	民主党東京都第22区総支部	議員	18
23	19.11.19	東京都清瀬市	議員	1
24	19.11.19	神奈川県横浜市	職員	2
25	19.11.20	岡山県井原市	職員	2
26	19.11.22	福島県郡山市	職員	1
27	19.12.20	大分県別府市	議員	1
28	20.01.24	京都府宇治市	議員	12
29	20.01.31	静岡県伊東市	議員	1
30	20.02.05	新潟県三条市	議員	5
31	20.02.06	香川県観音寺市	議員	2
32	20.02.13	大阪府吹田市	議員	11
33	20.02.14	兵庫県西宮市	議員	1
34	20.02.14	福岡県福岡市	議員	1
35	20.02.20	東京都	職員	3
36	20.02.25	東京都八王子市	職員	3
37	20.03.06	山口県下関市	職員	2
38	20.05.09	神奈川県藤沢市	職員	9
39	20.05.12	東京都東久留米市	議員	2

40	20.05.15	鹿児島県奄美市	議員	8
41	20.05.21	富山県小矢部市	議員	6
42	20.05.22	群馬県太田市	議員	4
43	20.05.29	厚生労働省(東京都)	職員	10
44	20.06.13	愛知県春日井市	職員	2
45	20.06.30	東京都清瀬市	職員	4
46	20.07.01	公明党高齢者トータルサポートPT	議員	6
47	20.07.04	香川県東かがわ市	議員	7
48	20.07.09	静岡県牧之原市	職員	6
49	20.07.10	岩手県北上市	議員	9
50	20.07.25	厚生労働省(東京都)	職員	1
51	20.07.28	神奈川県横須賀市	職員	2
52	20.07.29	奈良県香芝市	議員	3
53	20.07.30	千葉県印西市	議員職員	7
54	20.07.31	鹿児島県霧島市	職員	4
55	20.07.31	鹿児島県	職員	2
56	20.08.04	岐阜県羽島市	議員	10
57	20.08.18	東京都新宿区	議員	2
58	20.08.18	愛知県北名古屋市	議員	6
59	20.08.20	岐阜県関市	議員	10
60	20.08.22	宮崎県議会	議員	13
61	20.08.25	群馬県邑楽郡明和町	職員	2
62	20.08.25	山梨県甲府市	職員	3
63	20.08.25	静岡県磐田市	職員	3
64	20.09.09	静岡県掛川市	職員	2
65	20.09.30	青森県三戸郡五戸町	議員	8
66	20.10.02	静岡県掛川市	議員	11
67	20.10.06	北海道余市町	議員	7
68	20.10.07	千葉県浦安市	職員市民	12
69	20.10.15	広島県福山市	職員	4
70	20.10.20	愛知県尾張旭市	職員	3
71	20.10.22	北海道帯広市	職員	2
72	20.10.23	岩手県盛岡地区福祉連絡協議会	職員	12
73	20.10.31	岐阜県可児市	議員	8
74	20.10.31	千葉県流山市	職員	2
75	20.11.13	埼玉県比企郡鳩山町	議員町長	15
76	20.11.13	北海道苫小牧市	職員	1
77	20.11.17	東京都立川市	議員	2
78	20.11.18	東京都板橋区	議員	2
79	20.11.18	千葉県成田市	議員	1
80	20.11.18	千葉県香取市	議員	2
81	20.11.26	鳥取県鳥取市	議員	8
82	20.11.28	山形県天童市	職員	2
83	21.01.14	長野県上伊那地方事務所	職員	1
84	21.01.26	長野県千曲市	議員	6

85	21.02.02	長野県長野市	議員	2
86	21.02.03	愛知県東浦町	議員	2
87	21.02.03	愛知県阿久比町	議員	1
88	21.02.04	東京都杉並区	議員	1
89	21.02.06	岩手県八幡平市	議員	6
90	21.02.10	京都府久御山町	議員	2
91	21.02.10	京都府精華町	議員	2
92	21.02.16	和歌山県九度山町	議員	11
93	21.02.19	兵庫県加古郡稲美町	議員	3
94	21.02.20	沖縄県宜野湾市	職員	2
95	21.02.25	熊本県水俣市	職員市民	4
96	21.02.26	千葉県多古町	民生委員	31
97	21.04.03	大阪府交野市	議員	1
98	21.04.17	鹿児島県鹿児島市	議員	1
99	21.04.22	東京都調布市	職員	3
100	21.04.30	千葉県我孫子市	議員	3
101	21.05.12	埼玉県新座市	議員	4
102	21.05.20	北海道苫小牧市	議員	2
103	21.05.21	大阪府大阪狭山市	議員	2
104	21.06.11	山口県山陽小野田市	社協職員	1
105	21.07.03	秋田県鹿角市	議員	5
106	21.07.15	静岡県袋井市	職員・社協職員	2・社協 1
107	21.07.30	埼玉県	職員	3
108	21.08.03	山口県周南市	議員	5
109	21.08.05	神奈川県相模原市	職員	5
110	21.08.06	茨城県土浦市	職員	4
111	21.08.31	三重県桑名市	職員	5
112	21.09.04	埼玉県川口市	職員	2
113	21.10.05	香川県高松市	議員	13(他随 2)
114	21.10.07	鹿児島県薩摩川内市	議員	9(他随 1)
115	21.10.09	佐賀県佐賀市	職員	1
116	21.10.14	京都府八幡市	議員	7(他随 2)
117	21.10.16	滋賀県彦根市	議員	4(他随 2)
118	21.10.23	東京都北区	議員	2
119	21.10.27	兵庫県加古川市	議員	8(他随 1)
120	21.10.28	滋賀県草津市	議員	8(他随 2)
121	21.11.05	沖縄県浦添市	議員	8(他随 1)
122	21.11.06	福岡県北九州市	議員	2
123	21.11.11	山口県下松市	議員	7(他随 1)
124	21.11.16	広島県安芸郡府中町	議員	6(他随 2)
125	21.11.16	山梨県富士吉田市	職員	8
126	21.11.17	新潟県柏崎市	議員	7(他随 2)
127	21.11.20	愛知県江南市	議員	1
128	21.11.20	静岡県焼津市	職員	2

129	21.12.10	秋田県大曲仙北広域市町村県組合	職員	9
130	22.01.22	愛媛県新居浜市	議員	1
131	22.01.27	山形県三川町	議員	6
132	22.01.28	愛知県小牧市	議員	3
133	22.02.01	京都府長岡京市	議員	3
134	22.02.10	福島県郡山市介護保険運営協議会	委員	8(他随 2)
135	22.02.16	神奈川県大和市	職員	2
136	22.02.22	宮城県柴田町	職員	2
137	22.03.30	北海道旭川市	議員	1
138	22.04.16	広島県東広島市	議員	2
139	22.04.20	島根県浜田市	議員	9(他随 1)
140	22.04.27	埼玉県所沢市	議員	3
141	22.05.11	岩手県盛岡市	議員	11(他随 3)
142	22.05.12	滋賀県長浜市	議員	2
143	22.05.12	愛知県刈谷市	議員	2
144	22.05.14	埼玉県伊奈町	議員	8
145	22.05.18	山梨県北杜市	職員・社協職員	計 10
146	22.05.19	沖縄県石垣市	議員	7(他随 1)
147	22.05.27	埼玉県鳩山町	職員・社協職員	2・社協 2
148	22.07.15	愛知県豊川市	議員	11(他随 2)
149	22.07.21	滋賀県守山市	職員	7
150	22.07.26	静岡県島田市	職員・社協職員	3・社協 1
151	22.07.27	宮城県岩沼市	議員	3
152	22.07.28	広島県安芸高田市	職員・社協職員	1・社協 1
153	22.07.28	愛媛県新居浜市	議員	7(他随 2)
154	22.07.30	埼玉県さいたま市	市長・職員	5
155	22.08.02	京都府八幡市	議員	2
156	22.08.02	京都府木津川市	議員	1
157	22.08.02	京都府京田辺市	議員	2
158	22.08.04	奈良県葛城市	議員	6(他随 2)
159	22.08.05	長崎県長崎市	議員	1
160	22.08.05	青森県八戸市	職員	1
161	22.08.10	神奈川県平塚市	職員	2
162	22.08.18	岐阜県各務原市	議員	3
163	22.08.19	山形県河北町	議員	8(他随 3)
164	22.08.20	埼玉県越谷市	職員・社協職員	4・社協 4
165	22.10.18	福岡県大牟田市	議員	5
166	22.11.01	長崎県大村市	議員	5(他随 1)
167	22.11.04	埼玉県越谷市	議員	1
168	22.11.04	宮崎県宮崎市	職員	1
169	22.11.05	東京都国分寺市	職員	3
170	22.11.12	滋賀県近江八幡市	議員	10(他随 3)

171	22.11.15	埼玉県吉川市	職員・社協職員	3・社協 2
172	22.11.16	岐阜県垂井町	議員	6(他随 3)
173	22.11.18	滋賀県大津市	議員	11
174	22.11.19	愛知県豊田市	職員	1
175	22.11.24	岩手県釜石市	議員	2
176	22.11.24	岩手県花巻市	議員	1
177	22.12.02	北海道幕別町	職員	2
178	22.12.09	岩手県	職員	2
179	22.12.22	高知県高知市	職員	3
180	22.12.24	埼玉県新座市	職員・社協職員 社福職員	2・社協 1・社福 2
181	23.01.19	沖縄県沖縄市	議員	7(他随 1)
182	23.01.27	広島県尾道市	議員	1
183	23.01.27	兵庫県姫路市	職員	2
184	23.02.09	福島県いわき市	職員	2
185	23.02.09	岐阜県美濃加茂市	議員	12
186	23.06.07	宮崎県宮崎市	議員	6
187	23.07.04	北海道札幌市	議員	5
188	23.07.05	大阪府豊中市	議員	9(他随 1)
189	23.07.06	静岡県藤枝市	職員	3
190	23.08.04	静岡県浜松市	職員	2
191	23.08.04	鹿児島県西之表市	職員	4(他県職員 1)
192	23.08.05	福岡県北九州市	職員	2
193	23.08.08	京都府城陽市	議員	7(他随 1)
194	23.08.10	広島県呉市	議員	9(他随 2)
195	23.08.24	鳥取県鳥取市	職員	2
196	23.09.06	東京都多摩市	職員	2
197	23.09.08	高知県	職員	2
198	23.10.04	島根県松江市	議員	8(他随 1)
199	23.10.07	長野県千曲市	議員	8(他随 1)
200	23.10.07	大阪府豊中市	職員	2
201	23.10.11	愛知県豊川市	議員	3
202	23.10.13	石川県七尾市	議員	8(他随 1)
203	23.10.12	岡山県新見市	議員	7(他随 2)
204	23.10.19	新潟県燕市	議員	7(他随 1)
205	23.11.01	埼玉県戸田市	議員	6(他随 1)
206	23.11.09	滋賀県長浜市	職員	4
207	23.11.10	北海道大雪地区広域連合	職員	5
208	23.11.14	東京都三鷹市	議員	7(他随 2)
209	23.12.20	群馬県伊勢崎市	議員	3
210	23.12.22	愛知県半田市	議員	1
211	24.02.07	兵庫県三木市	議員	3
212	24.02.08	大分県中津市	議員	7

213	24.02.16	愛知県豊田市	議員	1
214	24.02.20	鳥取県倉吉市	議員	8
215	24.02.21	栃木県足利市	議員	3
216	24.03.08	福岡県古賀市	職員	1
217	24.05.08	千葉県八街市	議員	14(他随 2)
218	24.05.10	高知県高知市	議員	2
219	24.05.16	東京都調布市	議員	1
220	24.05.21	新潟県胎内市	議員	6(他随 1)
221	24.05.28	愛知県春日井市	議員	2
222	24.07.05	神奈川県伊勢原市	議員	7(他随 1)
223	24.07.10	佐賀県伊万里市	議員	8(他随 1)
224	24.07.13	神奈川県小田原市	職員	1
225	24.07.19	北海道芽室町	職員	4
226	24.07.19	北海道豊富町	職員	3
227	24.07.23	兵庫県尼崎市	議員	4
228	24.07.26	長野県長野市	議員	5
229	24.07.30	秋田県横手市	議員	1
230	24.08.10	大阪府摂津市	議員	6(他随 2)
231	24.10.01	愛知県日進市	議員	1
232	24.10.04	京都府福知山市	議員	6(他随 1)
233	24.10.19	富山県魚津市	議員	6(他随 2)
234	24.10.23	長野県坂城町・飯綱町・飯山市	議員	3
235	24.11.07	山形県東根市	議員	4
236	24.11.16	愛知県日進市	議員	3
237	24.12.12	長崎県大村市	職員	1
238	25.01.23	山形県鶴岡市	議員	3
239	25.01.25	愛知県蒲郡市	議員	3
240	25.01.30	茨城県牛久市	議員	6(他随 1)
241	25.02.07	岩手県盛岡市	議員	2
242	25.02.15	北海道恵庭市	職員	1
243	25.04.23	滋賀県大津市	議員	5
244	25.07.10	愛媛県新居浜市	議員	7(他随 2)
245	25.07.16	愛媛県西予市	議員	6(他随 3)
246	25.07.24	滋賀県野洲市	職員	3
247	25.07.25	千葉県香取市	議員	8(他随 2)
248	25.07.26	愛知県津島市	議員	6(他随 2)
249	25.08.09	富山県南砺市	議員	9
250	25.10.07	愛知県一宮市	議員	9(他随 4)
251	25.10.08	大分県日田氏	議員	6(他随 2)
252	25.10.01	茨城県つくば市	職員	7
253	25.11.13	石川県小松市	議員	6(他随 1)
254	25.11.08	埼玉県神川町	議員	12(他随 1)
255	25.10.23	福岡県みやま市	議員	6(他随 1)
256	25.10.21	高知県土佐市	議員	8(他随 1)
257	25.10.10	福井県敦賀市	議員	7(他随 1)

258	25.10.30	山口県下関市	議員	1(他随 1)
259	25.10.22	熊本県合志市	職員	2
260	25.11.11	千葉県 市川市、鎌ヶ谷市、浦安市	議員	3
261	25.10.23	福岡県みやま市	議員	5(他随 1)
262	25.11.13	石川県小松市	議員	6(他随 1)
263	25.11.19	佐賀県伊万里市	議員	4
264	25.10.24	愛知県安城市	職員	1
265	25.11.07	愛知県長久手市	職員	6
266	26.02.06	新潟市社会福祉協議会	職員	4
267	26.05.21	埼玉県児玉郡神川町	職員	7～8
268	26.06.16	日本テレビ	職員	2
269	26.07.04	石川県健康福祉部(講師登壇)	職員	80
270	26.07.22	山口県下松市	議員	11
271	26.07.25	吉祥寺西地域福祉活動推進協議会	職員	25
272	26.07.25	北海道音更町地域包括支援センター	職員	2
273	26.07.31	宮城県女川町	議員	9
274	26.08.01	長野県中野市	議員	6(他随 1)
275	26.08.05	(株)道銀地域総合研究所	職員	2
276	26.08.08	山口県光市	職員	4
277	26.08.29	神奈川県藤沢市	議員	1
278	26.09.29	山口大学大学院	学生	1
279	26.10.07	北海道釧路郡釧路町	職員	2
280	26.10.07	沖縄県糸満市	議員	5
281	26.10.09	佐賀県鳥栖市	職員	2
282	26.10.09	宮城県利府町	議員	8
283	26.10.15	富山県砺波市	議員	8
284	26.10.27	三重県伊勢市	議員	4
285	26.11.05	長野県東御市	職員	7
286	26.12.	青森県西津軽郡鮎ヶ沢町	職員	
287	27.01.20	広島県府中市	議員	8
288	27.02.19	千葉県長生村社会福祉協議会	職員	30
289	27.02.03	滋賀県草津市草津未来研究所	職員	1
290	27.02.20	三重県伊勢市	職員	4
291	27.03.10	北海道足寄郡足寄町	職員	3
292	27.06.08	東京都武蔵野市	職員	3
293	27.07.17	特別区協議会	職員	4
294	27.07.23	広島県福山市	議員	10(他随 2)
295	27.08.20	慶応義塾大学	学生	1
296	27.09.08	日経BPクリーンテック研究所	職員	12
297	27.10.07	千葉県富里市	議員	9(他随 3)
298	27.10.21	北海道幕別町	議員	7(他随 2)
299	27.10.28	北海道長沼町	議員	9
300	27.10.30	愛知県半田市	議員	7(他随 2)
301	27.11.11	福岡県春日市	議員	6(他随 1)

302	27.11.17	新潟県湯沢町	議員	9(他隋 2)
303	28.01.14	北海道帯広市	職員	5
304	28.02.10	岡山県早島町	議員	10(他隋 1)
305	28.04.28	厚生労働省	職員	3
306	28.05.12	福岡県志免町	議員	9
307	28.05.19	北海道美幌町	議員	8
308	28.06.21	株式会社リクルート住まいカンパニー	社員	
309	28.06.28	厚生労働省	職員	4
310	28.06.29	岩手県奥州市	職員	4
311	28.07.07	新潟県燕市	議員	10
312	28.07.20	石川県白山市	議員	9
313	28.08.10	福島県須賀川市	職員	2
314	28.09.12	京都大学財政研	学生	18
315	28.10.06	岐阜県垂井町	職員	4
316	28.10.19	登別市社会福祉協議会	職員	3
317	28.10.24	熊本県菊池市	議員	8
318	28.11.01	愛知県大府市	議員	8
319	28.11.09	岡山県玉野市	議員	10
320	28.11.16	長野県宮田村	議員	6
321	28.11.22	宮崎県木城町	議員	7
322	28.12.20	東京都中野区	議員	5
323	29.01.27	岩手県釜石市	議員	2
324	29.01.30	宮崎県えびの市	議員	7
325	29.02.07	富山テレビ	社員	
326	29.06.01	岩沼市民生児童委員	民生委員	36
327	30.04.19	NHK	社員	1
328	30.04.26	NHK	社員	3
329	30.05.16	宮城県亘理町	議員	7
330	30.05.22	香川県観音寺市	議員	7
331	30.07.17	兵庫県	議員	1
332	30.07.18	愛知県扶桑町	議員	8
333	30.08.08	愛知県豊田市	議員	2
334	30.10.09	愛知県額田郡幸田町	職員	2
335	30.10.10	福島県本宮市	職員	5
336	30.10.17	静岡県三島市	議員	2
337	30.10.18	日立システムズ	社員	5
338	30.10.29	九州産業大学経済学部	准教授	1
339	30.10.31	宮城県蔵王町	議員	7
340	30.11.13	大阪府泉佐野市	議員	11
341	30.11.14	山口県美祢市	議員	5
342	31.01.21	台湾私立朝陽科技大学	准教授	1
343	31.01.25	沖縄県那覇市	議員	7
344	31.03.14	宮崎県小林市	職員	5
345	31.05.13	SOMPO Digital Lab, Inc	CEO	1
346	01.07.16	関東信越厚生局・関東経済産業局	職員	5

347	01.08.29	船橋市ボランティア団体	市民	10
348	01.10.03	東三河広域連合議会	議員	15
349	01.10.09	山形県米沢市	議員	9
350	01.10.29	静岡県静岡市	議員	2
351	01.11.08	沖縄県豊見城市	議員	8
352	01.11.14	静岡県富士市	議員	4
353	02.01.08	デロイトトーマツ		1
354	02.01.30	海城中学 2 年生	学生	1
355	02.02.04	大阪府箕面市	議員・職員	9
356	04.07.26	岐阜県高山市	議員・職員	8(他随 2)
357	04.10.27	くすのき広域連合議会	議員・職員	4(他随 2)
358	05.01.17	兵庫県高砂市	議員	2
359	05.08.10	宮城県東松島市	教授・職員	5(他随 3)
360	05.10.02	大阪府高石市	議員・職員	8(他随 3)
361	05.11.14	福岡県中間市	議員・職員	4(他随 3)
362	06.02.08	愛知県岡崎市	議員	2

※網掛けは職種が議員の団体

稲城市介護支援ボランティア制度実施報告書

～令和５年度の運用状況について～

令和７年 １月発行

稲城市福祉部高齢福祉課

〒206-8601 東京都稲城市東長沼 2111 番地

電 話 042-378-2111（代表）

F A X 042-377-5677（代表）

ホームページ <http://www.city.inagi.tokyo.jp/>